

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）等の施行により、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行について、手数料の徴収対象とならない方法が規定されたことを受け、戸籍関係手数料に係る規定の整備を行う。

第2 改正の内容

戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行のうち、次の場合は手数料を徴収しないこととする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法により請求が行われ、かつ、情報提供等記録開示システムを使用する方法により発行する場合
- (2) 同内容の戸籍証明書等又は除籍証明書等と同時に申請する場合

第3 施行期日

公布の日（改正後の条文が適用される、戸籍電子証明書提供用識別符号等を用いた事務が可能となるのは、令和6年度末になる予定）

岩見沢市条例第27号

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月13日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表戸籍、住民基本台帳関係等手数料の部第1項第2号中「発行」の次に「(電子情報処理組織を使用する方法により請求が行われ、かつ、情報提供等記録開示システムを使用する方法により発行する場合及び同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求があった場合を除く。)」を加え、同項第4号中「発行」の次に「(電子情報処理組織を使用する方法により請求が行われ、かつ、情報提供等記録開示システムを使用する方法により発行する場合及び同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求があった場合を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。